

令和7年度

下関市ウォーターP P P導入可能性調査委託業務

〔 一 般 仕 様 書 〕

下関市上下水道局下水道管路課

1. 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、下関市の下水道事業において、ウォーター P P の導入に関する可能性について詳細に検討することを目的とする。なお、業務を行うに当たって、令和 6 年度国土交通省発注業務である「下水道分野におけるウォーター P P P 等の案件形成に向けた方策検討業務」の成果（以下「過年度成果」という。）を十分に精査して行うこと。

2. 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

3. 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

4. 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

5. 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

6. 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

7. 公益確保の義務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

8. 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

（イ）着手届 （ロ）工程表 （ハ）管理技術者届 （ニ）職務分担表

（ホ）完了届

なお、承諾された事項を変更しようとするときは、その都度承諾を受けるものとする。

9. 管理技術者及び技術者

① 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせると共に、高

度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

② 管理技術者は、技術士（総合技術管理部門（下水道）又は上水道部門（下水道））の資格を有し、かつ下水道事業を対象とした PPP/PFI 導入可能性調査またはウォーターPPP に関する導入可能性調査等の経験を有する者とし、業務全般に渡り技術的管理を行わなければならない。

③ 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1 0. 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1 1. 成果品の審査及び納品

① 受注者は、成果品完成後に本市の審査を受けなければならない。

② 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

③ 成果品の検査に合格後、成果品一式を納品し、本市検査員の検査を持って、業務の完了とする。

1 2. 関係官公庁等との協議

受注者は関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1 3. 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1 4. 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1 5. 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1 6. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者協議の上、これを定める。

令和7年度

下関市ウォーターP P P導入可能性調査委託業務

〔 特 記 仕 様 書 〕

下関市上下水道局下水道管路課

1 業務内容

本業務は、下関市の下水道事業において、ウォーター P P P を含む官民連携の導入可能性調査を行うものである。令和 6 年度国土交通省発注業務である「下水道分野におけるウォーター P P P 等の案件形成に向けた方策検討業務」の成果（以下「過年度成果」という。）を十分に精査したうえで、詳細な業務範囲の設定を行い、民間事業者への参入意向調査を踏まえ、導入効果を把握し事業スキーム等を決定する。

2 予定履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 業務範囲

(1) 各処理区の管路施設

令和 5 年度末時点

事業	処理区名	供用開始	計 画 区 域 (ha)	供用開始区 域(ha)	污水管(m)	雨水管(m)
公共	筋ヶ浜	昭和 40 年 11 月 1 日	723	716	127,509	2,422
	彦島	昭和 55 年 4 月 1 日	793	790	118,476	1,232
	山陰	平成 2 年 4 月 1 日	2,192	1,836	414,531	2,157
	山陽	平成 7 年 4 月 1 日	1,261	979	222,302	2,030
	川棚小串	平成 10 年 12 月 1 日	312	225	60,704	1,200
特環	豊田	平成 9 年 4 月 1 日	78.5	79	22,616	-
	滝部	平成 10 年 4 月 1 日	93	93	22,730	-

(2) 各処理区の処理場施設

令和 5 年度末時点

事業	処理区名	供用開始	現有処理能力 (m3/日)	処理方式
公共	筋ヶ浜	昭和 40 年 11 月 1 日	39,000	標準活性汚泥法
	彦島	昭和 55 年 4 月 1 日	24,000	標準活性汚泥法
	山陰	平成 2 年 4 月 1 日	52,175	標準活性汚泥法、ステップ流入式多段消化脱窒法
	山陽	平成 7 年 4 月 1 日	14,725	標準活性汚泥法、ステップ流入式多段消化脱窒法
	川棚小串	平成 10 年 12 月 1 日	3,500	高度処理 OD 法
特環	豊田	平成 9 年 4 月 1 日	1,540	OD 法
	滝部	平成 10 年 4 月 1 日	1,000	プレハブ OD 法

(3) 各処理区のポンプ場施設

事業	処理区名	ポンプ場		
		汚水中継ポンプ場	雨水排水ポンプ場	マンホールポンプ
公共	筋ヶ浜	6 箇所		4 箇所
	彦島	10 箇所		9 箇所
	山陰	5 箇所		25 箇所
	山陽	1 箇所	2 箇所	15 箇所
	川棚小串			12 箇所
特環	豊田			10 箇所
	滝部			28 箇所

4 業務内容

4.1 資料の収集・整理

(1) 上位計画・関連計画の収集・整理

過年度成果にて収集・整理した上位計画・関連計画を確認するとともに、最新の情報を収集・整理する。

(2) 維持管理及び建設改良情報の収集・整理

過年度成果にて収集・整理した維持管理及び建設改良情報を確認するとともに、最新の情報を収集・整理する。

4.2 参入意向調査支援

過年度成果を踏まえ、民間企業の参入意欲や官民連携における業務内容等に対する意見を把握するために参入意向調査を支援する。なお、参入意向調査は、アンケート調査、説明会、個別対話の手順で行うことを想定し、想定される官民連携における委託費に対するヒアリングを含むものとする。

4.2.1 調査準備

本市と協議の上、対象となる民間事業者一覧を作成し、アンケート票素案、説明会資料及び個別ヒアリング用資料を作成する。

4.2.2 調査の実施及び取りまとめ

アンケート結果の集計、説明会及び個別ヒアリングにおける議事録を作成し、意向調査結果を取りまとめる。

4.3 事業スキーム・調達方法の選定

4.3.1 事業スキームの選定

過年度成果と参入意向調査結果を照らし合わせ、実現性の高い事業スキームについて取りまとめる。

4.3.2 調達方法の選定

過年度成果と参入意向調査結果を照らし合わせ、事業の円滑化が図れる調達方法及び契約形態について取りまとめる。

4.4 法的制約・官民リスク分担の検討

官民連携事業を実施するにあたって、遵守すべき法令、補助制度などの支援措置や課題を整理し課題をクリアする方策等について先行事例を参考に検討する。また、官民連携事業の実施にあたり特に留意すべきリスクを特定し、そのリスク分担を検討、リスク分担表として整理する。

4.5 導入効果の検証

4.5.1 VFMの算定

公設公営及び官民連携導入時の概算事業費を算定し VFM を算出する。公設公営方式の概算事業費は、従前の官積算方法に倣い、必要に応じて見積徴収する。ウォーターPPP 導入時の概算事業費は、参入意向調査において参入意向を確認できる複数社を対象に見積徴収する。

4.5.2 導入効果の評価

導入効果は、上記までの検討内容を踏まえ、施設管理（モノ）、財務管理（カネ）、執行体制（人）の視点で定量的・定性的に評価する。評価にあたっては VFM のほか、発注者側の技術力や体制の確保、地元業者の活用といった点についても考慮すること。

4.6 モニタリング体制・方法の検討

官民連携の実施期間におけるモニタリング体制・方法について検討する。検討にあたっては、市職員における技術力の確保を含めた、ストックマネジメント計画等における内容と連動したモニタリング方法を検討するものとする。

4.7 打合せ協議

本業務の打合せ協議は、着手時、中間3回、完了時の計5回を基本とする。必要に応じてオンライン会議システム等による実施も可能とする。オンライン打ち合わせとする場合は、事前に本市に連絡すること。

4.8 報告書の作成

以上の検討結果を踏まえ、報告書を作成する。

4.9 照査

業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用して業務の高い質を確保し、成果図書に誤りがないよう照査を実施する。

5 提出図書

(1) 報告書	A4 版製本	2 部
(2) 参考資料	A4 版製本	2 部
(3) 議事録	A4 版製本	2 部
(4) 電子成果	CD-R	2 部

※なお、本業務の受託は、今後実施を予定しているウォーターPPP 事業の実施事業者を選定する入札（公募型プロポーザル含む）への参加を妨げるものではないものとする。

※本業務成果は、全て開示資料（特許等に関わるもの以外）として提供を予定とする。

別紙 1

特記仕様書（環境編簡易）

甲は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取組には乙の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。

- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

別紙 2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別紙 3

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契

約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。

（関係機関への照会等）

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 乙は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、この契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。